

# 藤沢市議会定例会議案

2023年（令和5年）2月14日提出

## 目 次

議案第 7 4 号	工事請負契約の変更契約の締結について (弁天橋改修工事 (その 1))	1
議案第 7 5 号	市道の認定について	3
議案第 7 6 号	市道の廃止について	5
議案第 7 7 号	藤沢市職員定数条例の一部改正について	6
議案第 7 8 号	藤沢市手数料条例の一部改正について	7
議案第 7 9 号	藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条 例の一部改正について	2 0
議案第 8 0 号	藤沢市藤沢駅前街区官民連携まちづくり促進のための 支援措置に関する条例の制定について	2 2
議案第 8 1 号	藤沢市子ども・子育て会議条例及び藤沢市子ども・ 子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正に ついて	2 6
議案第 8 2 号	藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部改正について	2 7
議案第 8 3 号	藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部改正について	2 8
議案第 8 4 号	藤沢市保育所条例の一部改正について	3 1
議案第 8 5 号	藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部改正について	3 3
議案第 8 6 号	藤沢市自転車等駐車場条例の一部改正について	3 6

議案第 87 号	藤沢市旅館業法施行条例の一部改正について .....	37
議案第 88 号	藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例 の一部改正について .....	38
議案第 89 号	藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部改正につい て .....	40

工事請負契約の変更契約の締結について

弁天橋改修工事（その1）について、次のとおり請負契約の変更契約を締結する。

2023年（令和5年）2月14日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

弁天橋改修工事（その1）

幸和・西尾建設共同企業体

代表者 藤沢市辻堂元町二丁目20番17号

株式会社幸和

代表取締役 大 澤 宏

2 変更内容

(1) 契約金額

変 更 前	増 額 分	変 更 後
225,500,000円	34,184,700円	259,684,700円

(2) しゅん工期限

変 更 前	変 更 後
2023年（令和5年）6月21日	2023年（令和5年）7月21日

提案理由

弁天橋改修工事（その1）の内容を変更するに当たり、当該工事に係る請負契約の変更契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又

は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

#### 参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋  
(契約)

第2条 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない  
契約は、予定価格150,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。

## 市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2023年（令和5年）2月14日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

整理 番号	路 線 名	起 点	幅 員 m	延 長 m
		終 点		
1	鵜沼 956号線	鵜沼海岸三丁目5383番11地先	4.5	15.1
		鵜沼海岸三丁目5383番16地先		
2	六会 914号線	亀井野字狼谷931番7地先	6.0	12.3
		亀井野字狼谷931番8地先		
3	六会 915号線	亀井野字狼谷927番21地先	6.0	82.8
		亀井野字狼谷931番10地先		

## 提案理由

鵜沼956号線ほか2路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

## 参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

## 市道の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止する。

2023年（令和5年）2月14日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	宮原 542-1 号線	宮原字中原3346番地先		2.1	23.0
		宮原字中原3349番地先			

## 提案理由

宮原542-1号線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により提出する。

藤沢市職員定数条例の一部改正について  
藤沢市職員定数条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）2月14日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市職員定数条例の一部を改正する条例  
藤沢市職員定数条例（昭和24年藤沢市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,077人」を「2,088人」に、「919人」を「930人」に、「16人」を「14人」に、「243人」を「245人」に、「450人」を「454人」に、「3,729人」を「3,755人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、行政需要の増加への対応、既存業務の見直し等に伴い、職員定数を改める必要による。

藤沢市手数料条例の一部改正について  
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）2月14日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2の表中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法」に、「法」を「旧法」に改め、同表1の項及び2の項中「法」を「旧法」に改める。

別表第4の1の表中87の項を89の項とし、30の項から86の項までを2項ずつ繰り下げ、32の項の前に次の1項を加える。

31	法第58条第2項の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	1件	160,000円
----	----------------------------------	----	----------

別表第4の1の表中29の項を30の項とし、28の項を29の項とし、27の項を28の項とし、26の項中「第3項各号」を「第3項又は第4項各号」に改め、同項を同表27の項とし、同表中22の項から25の項までを1項ずつ繰り下げ、21の項の次に次の1項を加える。

22	法第52条第6項第3号の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	1件	27,000円
----	--	----	---------

別表第4の3の表1の項法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）の項(1)申請前にあらかじめ当該計画につ

いて登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査を受けている場合の項金額の欄を次のように改める。

- |   |
|---|
| (1) 一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） 4,700円                              |
| (2) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。以下同じ。）については、次のア又はイに掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち、当該申請に係るものを合算した額 |
| ア 住宅部分 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額                     |
| (ア) 300平方メートル未満 9,400円  |
| (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 20,000円  |
| (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 45,000円  |
| (エ) 5,000平方メートル以上 81,000円   |
| イ 非住宅部分 次の(ア)から(キ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額                    |
| (ア) 300平方メートル未満 9,400円  |
| (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 16,000円  |
| (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 27,000円  |
| (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 80,000円  |
| (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 130,000円  |
| (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 160,000円   |
| (キ) 25,000平方メートル以上 200,000円   |

別表第4の3の表1の項法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）の項(2)(1)以外の場合の項金額の欄を次のように改める。

- |  |
|--|
| (1) 一戸建て住宅については、次のア又はイに掲げるエネルギー消費性能の評価方法の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額   |
| ア イに規定する評価方法以外の評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額  |
| (ア) 200平方メートル未満 34,000円  |
| (イ) 200平方メートル以上 38,000円  |
| イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額 |
| (ア) 200平方メートル未満 17,000円  |
| (イ) 200平方メートル以上 19,000円  |
| (2) 一の建築物については、次のアからエまでに掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち、当該申請に係るものを合算した額  |
| ア 住宅部分（イに規定する評価方法によりエネルギー消費性能を評価し  |

たものを除く。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 69,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 120,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 200,000円

(エ) 5,000平方メートル以上 280,000円

イ 住宅部分(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)(省令第13条第3項第1号及び第14条第2項第1号の共用部分の基準に定める評価方法により共用部分の評価したものを含む。)に規定する基準に定める評価方法により評価したものに限る。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 33,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 57,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 100,000円

(エ) 5,000平方メートル以上 160,000円

ウ 非住宅部分(エに規定する評価方法によりエネルギー消費性能を評価したものを除く。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 230,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 290,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 370,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 530,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 650,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 770,000円

(キ) 25,000平方メートル以上 870,000円

エ 非住宅部分(省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)(当該非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2))又は令和4年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号附則第3項の規定により読み替えて適用される省令第10条第1号ロ(2)及び施行日以後認定申請建築物の非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の一次エネルギー消費量並びに住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止及び一次エネルギー消費量に関する基準(令和4年国土交通省告示第1107号。以下「増改築告示」という。)第1第1項第2号に規定する基準に定める評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものに限る。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 87,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 110,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 150,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 240,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 310,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 370,000円

(キ) 25,000平方メートル以上 440,000円

別表第4の3の表3の項法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）の項(1)申請前にあらかじめ当該計画の変更について登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査を受けている場合の項金額の欄を次のように改める。

- |  |
|--|
| <p>(1) 一戸建て住宅 2,350円</p> <p>(2) 一の建築物については、次のアからウまでに掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち、当該申請に係るもの（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）を合算した額</p> <p>ア 既に計画の認定を受けた住宅部分 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 4,700円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 10,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 22,500円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上 40,500円</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次の(ア)から(キ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 4,700円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 8,000円</p> <p>(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 13,500円</p> <p>(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 40,000円</p> <p>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 65,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 80,000円</p> <p>(キ) 25,000平方メートル以上 100,000円</p> <p>ウ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 1の項(1)の(2)の規定により算出した額（この場合において、「床面積」とあるのは「追加する床面積」と読み替えるものとする。）</p> |
|--|

別表第4の3の表3の項法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）の項(2)(1)以外の場合の項金額の欄を次のように改める。

- |  |
|--|
| <p>(1) 一戸建て住宅については、次のア又はイに掲げるエネルギー消費性能の評価方法の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</p> <p>ア イに規定する評価方法以外の評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 200平方メートル未満 17,000円</p> <p>(イ) 200平方メートル以上 19,000円</p> <p>イ 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法 次</p> |
|--|

の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満 8,500円

(イ) 200平方メートル以上 9,500円

(2) 一の建築物については、次のアからオまでに掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち、当該申請に係るもの（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）を合算した額

ア 既に計画の認定を受けた住宅部分（イに規定する評価方法によりエネルギー消費性能を評価したものを除く。） 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 34,500円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 60,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 100,000円

(エ) 5,000平方メートル以上 140,000円

イ 既に計画の認定を受けた住宅部分（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)（省令第13条第3項第1号及び第14条第2項第1号の共用部分の基準に定める評価方法により共用部分を評価したものを含む。）に規定する基準に定める評価方法により評価したものに限る。） 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 16,500円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 28,500円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 50,000円

(エ) 5,000平方メートル以上 80,000円

ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（エに規定する評価方法によりエネルギー消費性能を評価したものを除く。） 次の(ア)から(キ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 115,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 145,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 185,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 265,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 325,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 385,000円

(キ) 25,000平方メートル以上 435,000円

エ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（当該非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2)）又は令和4年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号附則第3項の規定により読み替えて適用される省令第10条第1号ロ(2)及び増改築告示第1第1項第2号に規定する基準に定める評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものに限る。） 次の(ア)から(キ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める

額

- (ア) 300平方メートル未満 43,500円
- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 55,000円
- (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 75,000円
- (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 120,000円
- (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 155,000円
- (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 185,000円
- (キ) 25,000平方メートル以上 220,000円

オ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 1の項(2)の(2)の規定により算出した額（この場合において、「床面積」とあるのは「追加する床面積」と読み替えるものとする。）

別表第4の3の表中備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を削り、同表備考5中「共同住宅の住宅部分以外の」を「住宅部分のうち居住者の共用に供する」に改め、同表中備考5を備考3とし、同表備考6中「及び共用部分」を削り、同表中備考6を備考4とし、備考7を削る。

別表第4の5の表3の項法第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（当該申請に併せて法第35条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）の項(1)申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない場合の項金額の欄を次のように改める。

- (1) 一戸建て住宅については、次のア又はイに掲げるエネルギー消費性能の評価方法の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額
  - ア イに規定する評価方法以外の評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額
    - (ア) 200平方メートル未満 34,000円（審査済建築物については、4,700円）
    - (イ) 200平方メートル以上 38,000円（審査済建築物については、4,700円）
  - イ 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額
    - (ア) 200平方メートル未満 17,000円（審査済建築物については、4,700円）
    - (イ) 200平方メートル以上 19,000円（審査済建築物については、4,700円）
- (2) 一の建築物については、次のアからエまでに掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額
  - ア 住宅部分でイに規定する評価方法以外の評価方法によりエネルギー消

費性能を求めたものについては、次の(ア)又は(イ)に掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち、当該申請に係るものを合算した額

(ア) 技術審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

- a 300平方メートル未満 59,600円
- b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 100,000円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 155,000円
- d 5,000平方メートル以上 199,000円

(イ) 認定審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

- a 300平方メートル未満 9,400円
- b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 20,000円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 45,000円
- d 5,000平方メートル以上 81,000円

イ 住宅部分で省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法により評価したものについては、次の(ア)又は(イ)に掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち、当該申請に係るものを合算した額

(ア) 技術審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

- a 300平方メートル未満 23,600円
- b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 37,000円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 55,000円
- d 5,000平方メートル以上 79,000円

(イ) 認定審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

- a 300平方メートル未満 9,400円
- b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 20,000円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 45,000円
- d 5,000平方メートル以上 81,000円

ウ 非住宅部分でエに規定する評価方法以外の評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(キ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 230,000円 (審査済建築物については、9,400円)

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 290,000円 (審査済建築物については、16,000円)

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 370,000円 (審査済建築物については、27,000円)

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 530,000円 (審査済建築物については、80,000円)

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 650,000円 (審査

- 済建築物については、130,000円)
- (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 770,000円 (審査済建築物については、160,000円)
- (キ) 25,000平方メートル以上 870,000円 (審査済建築物については、200,000円)
- エ 非住宅部分で省令第10条第1号イ(2)及びロ(2) (当該非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあつては、同号ロ(2)) 又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令 (令和4年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「令和4年改正省令」という。) 附則第3項の規定により読み替えて適用される省令第10条第1号ロ(2) 及び増改築告示第1第1項第2号に規定する基準に定める評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(キ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額
- (ア) 300平方メートル未満 87,000円 (審査済建築物については、9,400円)
- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 110,000円 (審査済建築物については、16,000円)
- (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 150,000円 (審査済建築物については、27,000円)
- (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 240,000円 (審査済建築物については、80,000円)
- (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 310,000円 (審査済建築物については、130,000円)
- (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 370,000円 (審査済建築物については、160,000円)
- (キ) 25,000平方メートル以上 440,000円 (審査済建築物については、200,000円)

別表第4の5の表5の項法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 (当該申請に併せて同条第2項において準用する法第35条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。) の項(1)他の建築物を追加しない場合の項金額の欄を次のように改める。

- (1) 一戸建ての住宅については、次のア又はイに掲げるエネルギー消費性能の評価方法の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額
- ア イに規定する評価方法以外の評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額
- (ア) 200平方メートル未満 17,000円 (審査済建築物については、2,350円)
- (イ) 200平方メートル以上 19,000円 (審査済建築物については、2,350円)
- イ 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に

定める額

(ア) 200平方メートル未満 8,500円（審査済建築物については、2,350円）

(イ) 200平方メートル以上 9,500円（審査済建築物については、2,350円）

(2) 一の建築物については、次のアからオまでに掲げる額のうち、当該申請に係るもの（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）を合算した額

ア 既に計画の認定を受けた住宅部分でイに規定する評価方法以外の評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)又は(イ)に掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち、当該申請に係るものを合算した額

(ア) 技術審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 29,800円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 50,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 77,500円

d 5,000平方メートル以上 99,500円

(イ) 認定審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 4,700円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 10,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 22,500円

d 5,000平方メートル以上 40,500円

イ 既に計画の認定を受けた住宅部分で省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法により評価したものについては、次の(ア)又は(イ)に掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち、当該申請に係るものを合算した額

(ア) 技術審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 11,800円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 18,500円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 27,500円

d 5,000平方メートル以上 39,500円

(イ) 認定審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 4,700円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 10,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 22,500円

d 5,000平方メートル以上 40,500円

ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分でエに規定する評価方法以外の評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(キ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに

定める額

- (ア) 300平方メートル未満 115,000円（審査済建築物については、4,700円）
- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 145,000円（審査済建築物については、8,000円）
- (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 185,000円（審査済建築物については、13,500円）
- (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 265,000円（審査済建築物については、40,000円）
- (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 325,000円（審査済建築物については、65,000円）
- (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 385,000円（審査済建築物については、80,000円）
- (キ) 25,000平方メートル以上 435,000円（審査済建築物については、100,000円）

エ 既に計画の認定を受けた非住宅部分で省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（当該非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、ロ(2)）又は令和4年改正省令附則第3項の規定により読み替えて適用される省令第10条第1号ロ(2)及び増改築告示第1第1項第2号に規定する基準に定める評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(キ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

- (ア) 300平方メートル未満 43,500円（審査済建築物については、4,700円）
- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 55,000円（審査済建築物については、8,000円）
- (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 75,000円（審査済建築物については、13,500円）
- (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 120,000円（審査済建築物については、40,000円）
- (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 155,000円（審査済建築物については、65,000円）
- (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 185,000円（審査済建築物については、80,000円）
- (キ) 25,000平方メートル以上 220,000円（審査済建築物については、100,000円）

オ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分については、3の項(1)の(2)の規定により算出した額（この場合において「床面積」とあるのは、「追加する床面積」と読み替える。）

別表第4の5の表7の項法第41条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査の項金額の欄を次のように改める。

- (1) 一戸建て住宅については、次のア又はイに掲げるエネルギー消費性能の評価方法の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額
- ア イに規定する評価方法以外の評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、(ア)又は(イ)に定める額
- (ア) 200平方メートル未満 34,000円 (申請前にあらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に係る登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査、法第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの判定、法第35条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条の2第1項に規定する評価方法基準に基づく評価を受けているもの (以下この項において「審査済建築物」という。) については、4,700円)
- (イ) 200平方メートル以上 38,000円 (審査済建築物については、4,700円)
- イ 省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準に定める評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額
- (ア) 200平方メートル未満 17,000円 (審査済建築物については、4,700円)
- (イ) 200平方メートル以上 19,000円 (審査済建築物については、4,700円)
- (2) 一の建築物については、次のアからエまでに掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額
- ア 住宅部分でイに規定する評価方法以外の評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)又は(イ)に掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち、当該申請に係るものを合算した額
- (ア) 技術審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額
- a 300平方メートル未満 59,600円
- b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 100,000円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 155,000円
- d 5,000平方メートル以上 199,000円
- (イ) 認定審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額
- a 300平方メートル未満 9,400円
- b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 20,000円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 45,000円
- d 5,000平方メートル以上 81,000円
- イ 住宅部分で省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準に定める評価方法により評価したものについては、次の(ア)又は(イ)に掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち、当

該申請に係るものを合算した額

(ア) 技術審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 23,600円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 37,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 55,000円

d 5,000平方メートル以上 79,000円

(イ) 認定審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 9,400円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 20,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 45,000円

d 5,000平方メートル以上 81,000円

ウ 非住宅部分でエに規定する評価方法以外の評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(キ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 230,000円 (審査済建築物については、9,400円)

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 290,000円 (審査済建築物については、16,000円)

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 370,000円 (審査済建築物については、27,000円)

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 530,000円 (審査済建築物については、80,000円)

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 650,000円 (審査済建築物については、130,000円)

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 770,000円 (審査済建築物については、160,000円)

(キ) 25,000平方メートル以上 870,000円 (審査済建築物については、200,000円)

エ 非住宅部分で省令第1条第1項第1号ロに規定する基準に定める評価方法により評価したものについては、次の(ア)から(キ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 87,000円 (審査済建築物については、9,400円)

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 110,000円 (審査済建築物については、16,000円)

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 150,000円 (審査済建築物については、27,000円)

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 240,000円 (審査済建築物については、80,000円)

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 310,000円 (審査済建築物については、130,000円)

- |  |
|--|
| (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 370,000円（審査済建築物については、160,000円）<br>(キ) 25,000平方メートル以上 440,000円（審査済建築物については、200,000円） |
|--|

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第4（1の表に係る部分を除く。）の改正規定 公布の日

(2) 別表第4（1の表に係る部分に限る。）の改正規定 令和5年4月1日

(3) 別表第3の改正規定 令和5年5月26日

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の藤沢市手数料条例の規定は、前項各号に規定する改正規定に応じて当該各号に規定する施行の日以後に当該改正規定により改正された規定に基づいてされる申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の改正前に行われた法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（当該申請に併せて法第54条第2項の規定による適合審査の申出が行われた場合を除く。）のうち、共同住宅等の住宅部分について申請戸数の区分に応じて申請し、認定を受けた計画に係る変更の認定の申請については、なお従前の例による。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、宅地造成等規制法が改正された際に設けられた経過措置に対応するための規定の整備を行うとともに、建築基準法の改正に伴う既存建築物への省エネ設備の設置に係る特例の許可等の審査及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の改正等に伴う簡易な評価が可能となった申請に対する審査に係る手数料を新設する等のため、所要の改正をする必要による。

藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例の一部改正に  
ついて

藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例の一部を次のように改正  
する。

2023年（令和5年）2月14日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例の一部を改正  
する条例

藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例（平成20年藤沢市条例  
第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条  
第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12  
条第1項」に、「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成工事等規制区域」に改める。

第27条第3号中「宅地造成等規制法第8条第1項」を「宅地造成及び特定盛土  
等規制法第12条第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年5月26日から施行する。
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条  
の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規  
制法（昭和36年法律第191号）に基づく宅地造成工事規制区域の区域内にお  
ける宅地造成に関する工事等に係る藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に  
関する条例の適用については、なお従前の例による。

## 提案理由

この条例を提出したのは、宅地造成等規制法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。

藤沢市藤沢駅前街区官民連携まちづくり促進のための支援措置に関する条例の制定について

藤沢市藤沢駅前街区官民連携まちづくり促進のための支援措置に関する条例を次のように定める。

2023年（令和5年）2月14日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市藤沢駅前街区官民連携まちづくり促進のための支援措置に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、藤沢駅周辺のにぎわいづくりに重要な役割を持つ藤沢駅前街区において、あらかじめ定められた方針に沿った建築物の建て替えを行う者に対する税制上の支援措置を講ずることにより、期待される機能等を持つこととなる建て替えがより積極的に行われることを促進し、もって、本市の都心及び湘南地域の広域拠点にふさわしい都市機能を増進し、及び官民連携による駅前まちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 藤沢駅前街区 駅街区（藤沢駅施設、南北駅前広場を含む街区）及び南北デッキに接する区域のうち容積率の最高限度が10分の60以上であるものをいう。
- (2) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

(3) 建て替え 既存の建築物を除却し、当該建築物の敷地内又は当該敷地である土地を含んだ敷地に新たに建築物を建築することをいう。

(4) 支援措置 第4条第1項の規定による不均一課税をいう。

(5) 適合認定 建て替えの計画が、藤沢駅前街区におけるまちづくりの基本方針や民間施設のあり方に関する方針等について市長が定めた藤沢駅前街区まちづくりガイドラインに適合するものであることの認定をいう。

(支援措置を受けるための要件)

第3条 適合認定を受け、その内容により建て替えを行った建築物の所有者は、支援措置を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する法人等は、支援措置の対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この条において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人のうち、代表者又は役員に暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。）がいるもの

(3) 事業を営む個人又は法人格を有しない団体の代表であって、当該個人が暴力団員であるもの

(固定資産税等の不均一課税)

第4条 適合認定に係る建築物に対して課する固定資産税及び都市計画税の税率については、藤沢市市税条例（平成10年藤沢市条例第16号）第24条及び第46条の規定にかかわらず、使用が開始された日の属する年の翌年の1月1日（使用が開始された日が1月1日である場合は、同日）を賦課期日とする年度から5年度分に限り、固定資産税にあつては100分の0.7とし、都市計画税にあつては100分の0.125とする。

2 支援措置は、規則で定める建築物又はその部分については、適用しない。

(支援措置適用の申請)

第5条 適合認定に係る建築物の所有者は、支援措置の適用を受けようとするときは、規則で定めるところにより、使用が開始された日の属する年の翌年の1月31日（使用が開始された日が1月1日である場合は、同月31日）までに市長

に申請しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、支援措置の適用について、条件を付することができる。

(状況報告)

第6条 支援措置の対象となった建築物（以下「支援対象建築物」という。）の所有者（支援対象建築物の所有権を取得したが、第8条に規定する支援措置の適用の承継をしなかった者を除く。以下「適用者」という。）は、支援措置の適用を受けた年の翌年から10年を経過する年までの間において、規則で定めるところにより、当該支援対象建築物の状況を市長に報告しなければならない。

(建築物の維持の義務)

第7条 適用者は、支援対象建築物に支援措置の適用が開始された日から10年を経過するまでの間、当該支援対象建築物について適合認定に係る状態を維持しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、適用者が支援対象建築物を譲渡した場合であっても、引き続き当該者に対してその効力を有する。ただし、支援対象建築物の所有権を取得した者が次条の規定により支援措置の適用を承継した場合は、この限りでない。

(支援措置の適用の承継)

第8条 支援対象建築物の所有権を取得した者は、適合認定に係る状態を維持する場合に限り、規則で定めるところにより、市長の承認を得て、支援措置の適用を承継することができる。

(支援措置の取消し)

第9条 市長は、適用者（支援対象建築物を譲り渡した者を含む。以下同じ。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援措置の適用の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援措置を受けたとき。

(2) 支援措置の適用を受けている期間において、納期限の到来した市税を完納しないとき（災害その他のやむを得ない事情があると認める場合を除く。）。

(3) 第7条の規定に違反したとき。

(4) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。

(支援措置の取消しに伴う納付)

第10条 市長は、前条の規定により支援措置の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る支援措置が適用された固定資産税又は都市計画税で既納のものがあるときは、適用者に対し、支援措置の適用がなかった場合における固定資産税又は都市計画税の額と当該既納の額との差額について、期間を定めてその納付を命じることができる。

(適用者に対する調査等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、適用者に対し、第7条第1項に規定する期間を経過するまでの間、当該支援対象建築物の状況について、報告若しくは書類の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和15年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに適合認定を受けた建築物については、第6条に規定する期間が終了するまでの間、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢駅周辺の再活性化を目指した官民連携による駅前まちづくりとして、民間施設の積極的な建て替えを促すため、その支援策を講ずる必要による。

藤沢市子ども・子育て会議条例及び藤沢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について

藤沢市子ども・子育て会議条例及び藤沢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）2月14日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市子ども・子育て会議条例及び藤沢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

（藤沢市子ども・子育て会議条例の一部改正）

第1条 藤沢市子ども・子育て会議条例（平成25年藤沢市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

（藤沢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正）

第2条 藤沢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年藤沢市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第87条」を「第82条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）2月14日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年藤沢市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部改正について

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）2月14日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の藤沢市家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装

置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。

藤沢市保育所条例の一部改正について  
藤沢市保育所条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）2月14日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市保育所条例の一部を改正する条例  
藤沢市保育所条例（平成27年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（給食食材料費）

第5条 食事の提供を受けるものの保護者は、当該食事の提供に要する費用（以下「給食食材料費」という。）として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を納付しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号の乳児又は幼児のうち食事の提供（藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年藤沢市条例第13号。以下「特定教育・保育施設等運営基準条例」という。）第13条第4項第3号ア及びイに掲げる副食の提供又は同号ウに規定する食事の提供を除く。次号において同じ。）として、副食及び主食の提供を受けるものの保護者 月額5,500円
- (2) 前条第1項第1号の乳児又は幼児のうち食事の提供として、副食のみの提供を受けるものの保護者 月額4,500円
- (3) 前条第1項第1号の乳児又は幼児のうち食事の提供として、主食の提供を受けるものの保護者（特定教育・保育施設等運営基準条例第13条第4項第3号ア又はイに該当するものに限る。） 月額1,000円

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、公立保育所において、3歳児クラス、4歳児クラス及び5歳児クラスに所属する児童に対して選択制により主食を提供することに伴い、給食食材料費を実費徴収するため、所要の改正をする必要による。

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を次のように改正する。

2023年（令和5年）2月14日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
26年藤沢市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課  
後児童健全育成事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、職員、利用者等  
に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生  
活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他当  
該事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安  
全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければ  
ならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するととも  
に、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が  
図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知し  
なければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは、「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは、

「周知するよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。

藤沢市自転車等駐車場条例の一部改正について  
 藤沢市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）2月14日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

藤沢市自転車等駐車場条例（平成8年藤沢市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1 藤沢駅南口第2ミニバイク駐車場の項中「藤沢市南藤沢32番地」を「藤沢市南藤沢18番地」に、「午前6時30分から午後8時まで」を「午前零時から午後12時まで」に改め、同表藤沢駅南口路上第2自転車駐車場の項中「藤沢市南藤沢32番地」を「藤沢市南藤沢18番地」に改める。

別表第2 藤沢駅南口第2ミニバイク駐車場の項を次のように改める。

藤沢駅南口第2ミニバイク駐車場	定期利用	1月		2,500円	3,000円
		3月		7,500円	9,000円
		6月		15,000円	18,000円
	一時利用	1回		200円	300円

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢駅周辺の再整備に伴い、ミニバイク駐車場及び自転車駐車場を移転するとともに、ミニバイク駐車場に機械式管理を導入し、及び当該駐車場の一時利用を可能とするため、所要の改正をする必要による。

藤沢市旅館業法施行条例の一部改正について  
藤沢市旅館業法施行条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）2月14日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

藤沢市旅館業法施行条例（平成24年藤沢市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第29条に規定する」を「第31条第1項の規定による指定を受けた」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、博物館法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。

藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）2月14日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例（昭和46年藤沢市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号を次のように改める。

(6) 腎臓移植内科

第4条第1項中第35号を第37号とし、第21号から第34号までを2号ずつ繰り下げ、第23号の前に次の1号を加える。

(22) 腎臓移植外科

第4条第1項中第20号を第21号とし、第7号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の前に次の1号を加える。

(7) 脳神経内科

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 提案理由

この条例を提出したのは、診療科目を整理したことに伴い、診療科目の新設及び変更を行う必要による。

藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部改正について  
 藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）2月14日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市民病院診療費等に関する条例（昭和46年藤沢市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1入院期間が180日を超えた日以後の入院料（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第7号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者に係るものを除く。）の項の次に次のように加える。

多焦点眼内レンズ支給選定療養費	水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの費用から診療報酬の算定方法による水晶体再建術において主に使用する眼内レンズ（その他のものに限る。）の費用を控除した額及び当該多焦点眼内レンズの支給に当たり必要となる検査（保険外併用療養費の支給の対象となる検査を除く。）の費用の額の合算額を基準として市長が定める額	多焦点眼内レンズの支給とは、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第11号に規定する多焦点眼内レンズの支給をいう。
-----------------	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、白内障の患者に対する水晶体再建に使用する多焦点眼内レンズの支給に係る選定療養費の額を新たに定める必要による。